

○純愛の聖地庵治・観光交流館条例

平成20年12月22日条例第61号

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

純愛の聖地庵治・観光交流館条例

(設置)

第1条 映画のロケーション地としての観光資源を生かすこと等によって観光の振興を図るとともに、地場産業及び地域文化の情報を発信し、並びに観光客と市民に憩いと交流の場を提供するため、純愛の聖地庵治・観光交流館（以下「観光交流館」という。）を高松市庵治町5824番地4に設置する。

(事業)

第2条 観光交流館は、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光交流館の構成施設を運営すること。
- (2) 地域の観光、産業及び文化に関する情報を観光客及び市民に提供すること。
- (3) 観光客及び市民の交流に資する事業を企画し、及び実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光交流館の設置目的を達成するために必要な事業

2 観光交流館の構成施設は、別表に掲げるとおりとする。

(入館料)

第3条 観光交流館への入館については、これを無料とする。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、観光交流館への入館を拒み、又は観光交流館からの退館を命ずることができる。

- (1) 観光交流館内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 観光交流館の施設・設備等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) その他観光交流館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第5条 観光交流館の入館者は、自己の責めに帰すべき理由により、観光交流館の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 観光交流館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(1) 観光交流館の平等な利用が確保されること。

(2) 観光交流館の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、観光交流館の効用を十分に発揮するとともに観光交流館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(4) その他観光交流館の設置目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定することが適当であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。

5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条第1項に規定する事業に関する業務

(2) 入館の拒否及び退館の命令に関する業務

(3) 観光交流館の維持管理その他の規則で定める業務

6 第1項の規定により観光交流館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

7 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、観光交流館の管理を行わなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年5月1日から施行する。ただし、第6条第2項から第4項までの規定は公布の日から、附則第3項の規定は同年4月1日から施行する。

(構成施設の運営の段階的開始)

- 2 この条例の施行の日から同日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日までの間は、第2条第2項中「別表」とあるのは、「別表(第3号から第5号までを除く。)」とする。(平成21年高松市規則第38号により、同年6月6日から施行)

(高松市庵治文化館条例の廃止)

- 3 高松市庵治文化館条例(平成17年高松市条例第232号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

- (1) 観光案内コーナー
- (2) 映画ロケーション資料展示コーナー
- (3) 休憩所
- (4) 喫茶コーナー
- (5) 物産等展示販売所
- (6) その他附帯施設